

【別紙様式】

滋賀県は、新型コロナウイルス感染症への対応として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、制度要綱に定める交付対象事業の要件「新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援を通じた地方創生に資する事業」に該当する以下の事業を実施します。

事業名	新型コロナウイルス感染症対応交通事業者支援事業		
総事業費 (千円)	517,304千円	交付金関連事業費 (交付対象経費) (千円)	517,304千円
事業概要	<p>①目的 新型コロナウイルス感染症の影響が長引く中、厳しい経営環境にある地域公共交通事業者に対し、事業継続のための支援を実施する。</p> <p>②交付金を充当する経費・算定根拠 運行を維持するために必要なかかり増し経費を事業種別に応じて算定。 ※補助率1/2</p> <p>③交付対象 1) 交付対象者 緊急事態宣言の発出に伴う人流抑制の影響を受けた交通事業者（地域鉄道、バス、タクシー、船舶等） 2) 交付対象者の選定理由・選定方法 交通事業者は地域の移動を支えるエッセンシャルワーカーであるが、新型コロナウイルス感染症の影響が長引き、経営状況が厳しいため。</p> <p>④期待される効果 地域の移動を支える地域公共交通の維持確保</p>		
新型コロナウイルス感染症への対応（経済対策）との関係	<p>人口減少・少子高齢化の影響により、地域公共交通の利用者が減少しているなか、さらに新型コロナウイルス感染症の影響により、人々の移動が制約され、交通事業者の経営状況が厳しくなっている。</p> <p>地域の移動を支える交通事業者を対象に補助金を交付し、運行事業の継続を支援する本事業は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けている地域経済の支援を通じた地方創生に資する事業に該当するものであり、地方創生臨時交付金を活用することが妥当である。</p>		